

# 平成30年度 事業計画書

社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会

# 平成30年度事業計画

## 社会福祉を取り巻く情勢

現在、国では一億総活躍プランで掲げた『地域共生社会』の実現を図るため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、介護や障がい、子育て、生活困窮といった分野の垣根を越えた総合的な支援体制を構築していくための検討が進められています。

地域では、格差・貧困問題、ひきこもり・孤立などが広がっており、市町社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設など関係者が連携・協働し、総合的な相談支援の体制を整備する必要があります。

介護・医療、障害福祉サービスの分野では、在宅や地域生活を重視する制度見直しが進められ、30年度には、この視点に立った報酬改定が行われようとしています。

「生活困窮者自立支援法」は施行3年目の見直しが行われることになっており、介護保険制度における「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」とともに、地域の多様な資源を活かした地域生活を継続するための仕組みづくりがより一層求められます。

加えて、子どもの貧困対策・虐待防止を含めた子育て支援策、子ども家庭福祉や社会的養護などの充実なども喫緊の課題となっています。

これらの福祉事業推進の中核となる社会福祉法人は、平成29年度から本格施行された改正社会福祉法により、一層の経営管理体制の強化、事業運営の透明性の向上とともに、「地域における公益的な取組」の推進が求められており、県内では、市区町域での「社会福祉法人連連絡協議会」の設置促進等が進められているところです。

県では、「兵庫県地域創生戦略」のもと、人口減少の克服や地域の元気づくりに向けた取り組みが進められ、本年度は、公民協働による全県的な地域福祉の推進体制づくりの基盤となる「兵庫県地域福祉支援計画」の第4期の改訂が行われます。

宍粟市では、誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせる仕組みをつくり、持続させていくことを目指した第2期宍粟市地域福祉計画の中間年が終了しました。また、宍粟市老人福祉計画および第7期宍粟市介護保険事業計画、第3次宍粟市障害者計画・第5期宍粟市障害福祉計画・第1期宍粟市障害児福祉計画が策定されました。

宍粟市社協は、「第3次地域福祉推進計画（愛称：支え合いふくしぷらん）」の2年次として掲げたさまざまな支え合い活動や取組みの中で、地域住民とのつながりの再構築がこれからの地域づくりにつながることを確認しました。具体的には、28年度に配置した生活支援コーディネー

ターが居場所や集いの場の立ち上げ支援、ご近所サポーターの養成、地域の宝物リストの作成等、2年間の活動や成果がカタチとして見えてきました。また、生活困窮者支援の取組みの中から「食のセーフティネット事業」をつくり出しました。これら社協が取組む各種事業において社協職員間および行政や地域の関係者（機関）と連携を図りながら、支え合いの地域づくりを進めることが求められています。

このような情勢を踏まえ、宍粟市社協は「だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり～“ほっとけない”をほっとかない宍粟に～」をめざし、福祉に関わる地域住民の皆さんや関係者の力を一層結集させ、支え合いふくしプランにもとづく事業の推進と宍粟市の第2期地域福祉計画の推進に向け、社協の役割を認識しながら、宍粟市全域で地域福祉が育つ地域づくりのため全力をあげます。

重点的に取組む主な事業としては、

- ・「第7回宍粟市地域福祉のつどい」を開催し、支え合いふくしプランの進捗状況や、宍粟市内の地域づくり・支え合い活動の実践発表などを通して、社協の使命である「地域福祉の推進」について市民のみなさんと考えます。
- ・役職員業務研究会で掲げた5つのテーマ、①防災・福祉マップづくりの推進、②市内山間部の集落福祉の推進、③子どもたちが福祉を学ぶ環境の整備、④生活困窮世帯等への支援対策、⑤財源確保と財源の使い道の明確化 について調査・研究を進め、地域福祉サービスの資源開発や事業の推進に繋げていきます。
- ・多様な立場の住民が、地域の活性化や課題解決に向け気兼ねなく話し合える場として、「地域を元気にするための協議の場（住民主体の協議体）」づくりを進めます。旧町域や校区等で設置の委員会や、自治会福祉連絡会（地域見守り会議）等を「協議の場」と位置づけ、地域で暮らし続けるための支え合いの仕組みづくりを支援します。
- ・社会福祉法人が連携して地域貢献活動を取組むための連絡体組織化を進めます。
- ・社協内でのコミュニティワークとケアワークの連携に加え、地域全体での地域福祉と介護・障害サービスの連携を進めます。
- ・社協の組織強化方策の一環として、働きやすい職場づくりを進めます。

## 地域福祉目標

# だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり

## ～“ほっとけない”をほっとかない宍粟に～

「宍粟市社協第3次地域福祉推進計画」では、社協の使命と地域福祉の情勢を踏まえ、上記のとおり、宍粟市社協が目指す地域福祉目標を定めました。

近年、地域住民の抱える生活福祉課題（困りごとや悩みごと）は複雑化しています。こういった課題に対応していくには、公的なサービスのみならず、住民相互の助け合い・支え合い活動が必要となってきます。誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくりを進めるためには、地域住民一人ひとりの主体的な活動への参加が欠かせません。自治会福祉連絡会をはじめ、地域で活動するさまざまな団体や機関と連携・協働しながら、“ほっとけない”をほっとかない宍粟の実現に向けた取り組みを進めていきます。

## 推進目標

### 1. いざという時困らない地域をつくる

過疎化、人口減少が進み、従来からあった地域での営みが難しくなってきた今、いざという時困らないためには、平時からの取り組みが何より大切になってきます。各自治会で組織されている福祉連絡会を中心に、地域での見守り活動を展開し、住民一人ひとりがいつでもどこかで誰かとつながっているという安心感が持てるような地域づくりに努めます。また、子どもから高齢者まで、誰もが孤立せずに、元気と笑顔があふれる居場所や拠点づくりに努め、災害時などに支援が必要な人を見逃すことのないよう、平時から災害に備えた取り組みや機能強化を図ります。

### 2. みんなで支え合えるつながりをつくる

住民だれもが孤立することなく、住み慣れた地域で暮らしていくためには、住民同士によるつながりの再構築が重要です。地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、行政、関係団体等、幅広い地域関係者が協働し、支援を必要としている人を地域全体で支え合えるつながりづくりを進めます。そして、地域全体の問題や課題について、住民同士で話し合い、学習し、気づき、ともに考える場をつくり、そこで構築していく住民同士の関係づくりを支援します。みんなが支え合えるつながりをつくることで、社会的孤立を防ぐ、社会参加のできる地域づくりにつながります。

### 3.自分らしく生活できる仕組みをつくる

地域で暮らすすべての人が、年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、自分らしく生活できる地域づくりを具体的に進めるには、人やニーズを柔軟につなぐ仕組みが不可欠です。そのために、社協の職種間はもちろん、行政、地域包括支援センター等の関係者同士が、しっかりと情報共有を図り、住民のSOSを見逃さない総合相談支援体制を構築できるよう、連携・協働できる仕組みをつくることをめざします。また、様々な障がいや疾患により判断能力が不十分であったり、精神が不安定な方の権利を擁護し、その人の意思決定を適切に支援できるような権利擁護支援の仕組みづくりを検討します。

### 4.社協を強くするための組織基盤をつくる

社協の基盤強化は、社協自身のためにあるのではなく、地域福祉の推進のためにあります。社協は、住民にとって最も身近な地域福祉を推進する中核団体として、福祉ニーズに対応したきめ細やかな活動を展開しています。今後、多様化・複雑化する生活福祉課題に、より柔軟に 대응していくためには、財政基盤の強化や運営体制の整備が必要です。そして、宍粟市全域の地域福祉の推進と並行した、地域の特性に合わせた4つの支部拠点活動の充実を図りながら事業や活動を展開していきます。推進目標の1～3を実現するために、その活動推進母体としての社協組織を強化していきます。

事業の詳細については、「第3次地域福祉推進計画」に基づき、以下の個別活動事業計画表を掲げて取り組みを進めます。

# ○平成30年度個別活動事業計画表

## 1. 法人運営事業

「 」：重点的に取り組む事業

「項目 」：第3次計画の個別活動項目との関連

### 1)法人運営事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	理事会の毎月開催	12-3	理事会を毎月開催し、社協の各事業が円滑に進むよう方針を協議する。	毎月
(2)	評議員会の開催		6月に定時評議員会を開催し、事業報告、決算の承認を行う。また3月には、事業計画と予算の承認を行う。	6月 3月
(3)	監事監査の実施		監事監査で、財産や業務執行等の監査（半期、決算時）を行う	5月 11月
(4)	幹部職員会議の開催	8-1 12-5	支部・課ごとに取り組む事業について情報を共有するとともに、全体調整を行う	毎月
(5)	善意銀行の積極的な寄付の推進 (寄付文化の醸成)	11-2	地域福祉を推進するための財源となる「善意銀行へ預託する運動」を引き続き推進し、住民や事業所へ積極的に寄付の協力を呼びかける	通年
(6)	善意月間の推進		住民に「善意の日」の呼びかけを行うとともに、「善意の預託袋」を配布し協力を呼びかける	6月
(7)	社協一般会員の加入促進		自治会の協力により各戸に社協一般会員への加入を呼びかける	6月～7月
(8)	■ 新たな賛助会員の発掘		民生委員・児童委員、福祉委員など関係者へ協力を依頼するだけでなく、企業・事業所にも協力を依頼する	1月～3月
(9)	■ 地域福祉活動と連動した新たな募金方法の開拓	11-3	役職員業務研究会の研究課題として、募金の用途を設定して呼びかける「テーマ型募金」の実施を検討する	通年
(10)	赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい運動への協力	11-3 1-5	宍粟市共同募金委員会の行う赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい運動期間中に市民に呼びかけ、募金ボランティア活動を行う	10～12月
(11)	新たな自主財源の確保	11-5	役職員業務研究会での研究成果などをもとに、HPや広報での広告収入等、自主財源の確保に取り組む	通年

(12)	■ 各種助成制度の積極的活用	12-5	企業や民間団体が募集する助成事業や雇用に関する助成制度について情報を収集し、積極的に活用することで、財源の確保につなげる	通年
(13)	社協会費のあり方の検討	11-4	社協の認知度や社協事業の理解度アップを図ることで会費納入への理解を高めるとともに、会費の納入方法の見直しを検討する	通年
(14)	事業継続計画(BCP)の改訂	3-4	災害時対応訓練によりBCPの見直しを行うとともに、全職員にBCPの普及啓発を図り、災害発生時に社協の役割を果たせるよう備える	通年
(15)	社協広報紙の毎月発行	8-4 11-1 11-5	住民が主役の紙面づくりを目指し、社協の活動を積極的に紹介するとともに、善意銀行、共同募金等活動財源の確保にもつなげる	毎月
(16)	ホームページによる情報発信	8-4	社協活動やボランティア活動等様々な情報を発信するとともに、社協への意見や要望をホームページを通じ広く募集する	通年
(17)	役職員業務研究会の実施	12-3	3次計画の重点事業を推進するため、平成29年度に設定した5つの研究テーマにより、理事と職員で調査・研究に取り組む	通年
(18)	役員研修の実施		社協役員としての知識を高めるため、兵庫県社会福祉夏季大学や兵庫県社会福祉大会等へ参加するとともに、必要に応じ講師を招き研修を行う	8月 10月
(19)	支部推進活動計画の策定	10-1 10-2	各支部で進める事業や取り組みについて、支部内の特徴や課題を整理し、支部の特徴を活かした計画づくりを行う	通年
(20)	支部地域福祉推進委員会の活性化	10-2 12-3	各支部の福祉活動や運営活性化をめざし、支部地域福祉推進委員と支部職員が協力しながら、地域住民のニーズの把握と共有化に取り組む	年3回
(21)	支部社協かわら版の発行	8-4 10-2	かわら版編集委員会で作成を進め、地域の特性に応じた福祉情報を発信する	年2回
(22)	職員育成を主眼にした人事考課の継続実施	12-2	部署目標や個人目標について中間の点検を行いながら、目標達成を目指すことで職員自身の成長や人材育成につなげる	通年
(23)	職員研修プログラムの立案	12-1	組織全体のスキルアップを図るため、職場研修体系に基づいたプログラムを立案し、職場内の教育・研修を進める	通年

(24)		職員研修の計画的な実施（OJT・OFFJTの推進）	12-1	社協全体や部門、部署ごとに立てた年度計画 そって研修を行い、人材育成につなげる。また、知識や技術の向上のため外部研修への参加を奨励し、人材育成につなげる	通年
(25)	■	職種間連携会議の開催	12-4	地域福祉担当者や介護職員、生活支援コーディネーター等職種間の定期的な話し合いの場を設け、職員間の連携を図る	通年
(26)		社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等専門資格取得の奨励	12-1	社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等業務に必要な資格の取得を奨励するとともに、資格取得に必要な研修に参加できるよう支援する	通年
(27)	■	社協内部での情報の一元化	8-1	支部ごとに管理している要援護者台帳について定期的な更新を図るとともに、統一したルールにより整理を行う	通年
(28)		情報のシステム化（電子個人カルテ）	8-2	社協内部の情報の一元化を図るため、総合相談受付システムと連動した「電子個人カルテ（仮）」の導入を検討する	通年
(29)		行政との情報管理のルール化	8-3	災害時など緊急時に備え、行政と社協で情報が共有できるよう情報管理のルール化に向けて検討や協議を進める	通年
(30)		健康福祉部との連携会議の開催	6-1	行政と社協活動の情報交換の場として毎月開催し、連携の強化を図る	毎月
(31)	■	市内の社会福祉法人連絡会の組織化	6-2	社会福祉法人制度の改正により義務化される社会福祉法人の地域貢献活動について、市内の他の社会福祉法人の連携して取り組むため組織化を図る	上半期
(32)		保健・医療・福祉・介護に関係する機関とのネットワークの強化	6-4	「地域ケア推進会議」や「医療と介護連携会議」など、市内の保健・医療・福祉・介護等分野を超えた連携をさらに深め、情報を共有する	通年
(33)		苦情解決体制の充実		寄せられた苦情は第三者委員会で報告するとともに、社協全体の課題として問題解決を目指す	通年
(34)	■	事業の改善提案制度の導入	12-6	役職員から事業や体制についての改善提案を受け付け、協議し、積極的に業務改善を進める	通年
(35)	■	安全衛生委員会の開催	12-5	毎月安全衛生委員会を開催し、職員の健康管理や職場環境について協議し、安心して働ける職場づくりをめざす。コンプライアンスのために実施する	毎月



(36)		職員の健康管理と指導	12-5	職場内健診の結果により、産業医や衛生管理者による指導を行い職員の健康増進に努める	8月
(37)	■	職員のストレスチェックテストの実施	12-5	職員のストレス状況を把握するためストレスチェックテストを実施するほか、ストレス軽減のため研修会を実施する	8月
(38)	■	「ノー残業デー」の設定	12-5	労働基準法の改正により罰則付き時間外労働の上限規制が導入されることに備え、「ノー残業デー」の設定など残業時間の削減に取り組む	通年
(39)	■	働きやすい職場づくりの推進	12-5	「無期転換」をきっかけとして、正規、契約職員の役割を明確にするともに、正規への登用等将来を見据えた人材確保について検討し、働きやすい職場づくりを目指す	上半期

## 2. 地域支援事業

### 1)地域コミュニティ事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	福祉委員の研修の場づくり	1-1	宍粟市内の福祉委員を対象に研修会を行う。障がいや防災等をテーマに、福祉委員の役割や活動内容について学ぶ（各支部で開催）	7月
(2)	福祉活動リーダーの担い手づくり	5-3	福祉連絡会代表者や代表福祉委員等がリーダーとして役割を担えるよう、活動内容の提案や協議の場を設ける（小地域福祉活動説明会、福祉連絡会代表者会議、代表福祉委員連絡会議等）	通年
(3)	福祉連絡会「地域見守り会議」の開催	1-2	福祉連絡会で見守りが必要な方の情報共有が図れる協議の場として「地域見守り会議」を開催する。見守り会議は自治会や校区エリア等で行い、コミュニティワーカーと生活支援コーディネーターが連携を図りながら進める	通年
(4)	民生委員・児童委員との連携	1-5	日頃の民生委員活動と連携し見守りが必要な方の状況について社協へつないでもらえる関係を構築する。福祉連絡会の中での民生委員の位置づけを明確にする	通年
(5)	■ 近所ボランティア活動の推進	1-3	福祉連絡会活動の中で、生活のちょっとした困りごとをお手伝いする近所ボランティアを提案。コミュニティワーカーと生活支援コーディネーターが連携を図りながら進める	通年

(6)	■	防災・福祉マップづくりの推進	1-4 12-3	役職員業務研究会の研究テーマとして取り組む。各自治会で所有の自主防災マップの更新を福祉連絡会で進めていけるよう提案・サポートする（10自治会）	通年
(7)	■	ささえあい・要援護者登録カード（仮称）の活用	3-1 12-3	役職員業務研究会で研究の防災・福祉マップづくりと合わせて「ささえあい・要援護者登録カード（仮称）」を作成し活用につなげる	通年
(8)	■	地域活動継続計画（DCP）の視点を入れた小地域福祉活動計画づくり	3-5	福祉連絡会の活動計画の中に、大規模災害が発生した際に助け合うための対応や方策をまとめたDCPの視点を入れた提案を行う（小地域福祉活動説明会等）	通年
(9)	■	市内山間部の集落福祉（集落再生と地域福祉の融合）の推進	4-5 12-3	役職員業務研究会で「つどいの場チェックシート（仮称）」を作成し、各自治会（福祉連絡会）の取り組みの現状を調査し、課題を抽出して必要なサービスについて研究する	通年
(10)	■	子どもたちが福祉を学ぶ環境の整備	5-1 12-3	業務研究会で行った市内学校へのヒアリングやアンケート結果をもとに、各学年や小中高連続した学習プログラムの提案を行う	通年
(11)		住民参加の学習会や勉強会の企画実施（ふくし出前講座の実施）	5-2	ふくし出前講座（福祉学習パンフレット）を活用し、当事者やボランティア、社協職員等が協力し、学校や地域、企業等での福祉学習に取り組む	通年
(12)		老人クラブ等高齢者の福祉活動への参加促進	5-5	ふれあい喫茶やいきいき百歳体操等、老人クラブ等の元気高齢者が積極的に関わり協力できる機会を推進する	通年
(13)		行政・民間事業者等が進める見守り活動との連携	1-6	「宍粟市高齢者地域支え合い活動事業」等、行政が進める民間事業者等との見守り活動との情報共有を図る	通年
(14)		制度の狭間にある課題への対応	1-7 7-5	制度の狭間や複数の生活福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な事案の解決にむけて、関係機関と連携を図りながら対応する	通年
(15)		当事者組織（男性介護者の会等）の活動支援	2-1	男性介護者の会等の当事者組織が主体的に運営を進めていけるよう継続的に支援する	通年
(16)		福祉団体への活動支援	2-1	福祉団体の事務局を担いそれぞれの団体（市・支部）の活動支援を行う 老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会・婦人共励会・遺族会	通年
(17)		在宅介護者のつどいの場づくり	2-1	各支部で在宅介護者の情報交換や介護の勉強会など場づくりの提供を行う。市全体でも年1回行う	毎月

(18)		ひとり暮らし高齢者のつどいの場づくり	2-1	つどいを開催する協力団体に活動費の助成や職員を派遣し支援を行う(歳末たすけあい募金配分金を活用)	通年
(19)		子育て中の親子のつどいの場づくり	2-1	子育て中のお母さんや子どもたちが気軽に集まり、話をしたり遊んだり、育児に関する相談や情報交換ができる場として子育てサロンを実施する(山崎支部、一宮支部)	毎月
(20)	■	ひきこもり者等が社会参加できる場づくり	2-4	行政が行う「ひきこもり相談支援連絡会」に参加するとともに、ひきこもり支援についてどのように向き合うか検討する	通年
(21)		声の広報(朗読テープ・CDの配布等)の実施	8-4	ボランティアの協力により、声の広報(朗読テープ・CDの配布等)を作成し、障がい配慮した情報の発信を行う	毎月
(22)		第63回こどもホームステイ事業の実施		児童養護施設のこどもたちが家庭の雰囲気を経験するためホームステイとして受入れる	7月
(23)		集いの場や居場所づくりの推進	2-2	ふれあい喫茶やサロン、いきいき百歳体操などの機会に、地域の誰もが何らかの役割をもって参加できる「集いの場」や「居場所づくり」を提案し活動を広げていく	通年
(24)		支部地域福祉推進委員や自治会関係者等との協働による集いの場づくり	2-2	地域や住民同士のつながりを深めるため、支部地域福祉推進委員や自治会関係者(福祉連絡会等)との協働で集いの場をつくる	通年
(25)		ふれあい喫茶・サロンボランティアの研修の場づくり	2-2	ふれあい喫茶やサロン活動の必要性やボランティアの役割等を学ぶ機会をつくる	年2回
(26)		空き家・倉庫等の地域づくりへの利活用の提案	2-3	地域の自主性を尊重し、空き家や倉庫等を地域を活性化するための拠点として利用できるよう支援を行う	通年
(27)		ふれあい郵便“あいめ〜る”の実施		75歳以上のひとり暮らし高齢者にお便りボランティアと波賀民児協の協力により手紙を届ける(波賀支部)	年9回
(28)		遊具・備品等の貸出		ふれあい喫茶や地域のイベント・行事などで活用できる備品等の貸出を行う。併せて、葬祭用具については今年度から一般備品として貸出しを行う	通年
(29)		福祉イベントの開催および地域で開催される行事への参加		行政等と協力し福祉まつり等イベントを実施するほか、地域で開催される行事へ参加し社協活動をPRする	通年
(30)	■	第7回宍粟市地域福祉のつどい		3次計画の進捗状況を報告するとともに、宍粟市で実践の地域づくりや支え合い活動を紹介する	10月

(31)		第3次地域福祉推進計画を進める会の開催		第3次地域福祉推進計画（3年次）を着実に推進するために設置の「進める会」で、取り組みの進捗について点検・評価を行う	年2回
(32)	■	第4次地域福祉推進計画の策定準備		次期計画（第4次）の策定について、3次計画終了後スムーズには入れるよう準備を進める	下半期

## 2) ボランティアセンター運営事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)			ボランティア活動の調整や、地域の多様な相談について助言を行う	通年
(2)			ボランティア活動グループ助成事業の実施 (善意銀行預託金を活用)	通年
(3)			ひょうごボランタリー基金活動助成申請支援	7月 8月
(4)			ボランティア災害共済加入手続き等支援	通年
(5)		5-1	社協の活動について学ぶ機会を提供する（対象：中学2年生）。社協を知ってもらう貴重な機会となっており、地域福祉や介護部門が連携を図りながらプログラムをつくる	6月
(6)		5-1	児童や生徒等を対象に夏休みを利用したボランティア教室を開催する。講師は地域住民にご協力いただき、会場（4支部）への移動は路線バスを利用する	7月 8月
(7)	■	9-4	視覚や聴覚の障がいについて学び、情報保障手段の一つとして、要約筆記ボランティアの活動を体験する	6月
(8)		4-4	配食サービスボランティアをはじめ、障がい者お出かけ会、傾聴ボランティア、縫製ボランティアなどの生活支援の役割を果たすグループとの連携を図る	通年
(10)		4-4 5-4 5-5	ボランティアセンターと生活支援コーディネーターの連携により、地域のふれあい活動や居場所づくりなどの地域活動の担い手「ご近所サポーター」を養成する（第7期セカンドライフ応援セミナーの開催）	6月
(11)		10-3	ボランティアセンターと連絡会との協働により、市全体や各支部のイベント・行事等の充実を図る（ボランティアのつどい、ボランティアの日、震災の追悼等）	通年

(12)		宍粟市福祉支援ネットワーク連絡会の活動強化	6-3	障がい者作業所やNPO等で結成の福祉支援ネットワーク連絡会で団体同士の相互交流を深められるよう、事務局として活動強化を図る（情報交換・研修会等）	通年
(13)		企業団体等の社会貢献活動の推進	5-4	市内企業等がさまざまな機会に社会貢献活動（奉仕活動、地域交流等）が出来るよう活動を支援する（3企業・団体）	通年
(14)	■	災害救援ボランティア活動支援マニュアルの見直し	3-2	災害ボランティアセンター設置訓練等を通して、マニュアルの点検や見直し（修正等）を行う	10月～12月
(15)		宍粟市総合防災訓練への参加	6-1	行政が実施する総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターのPRおよび情報発信を行う	11月
(16)	■	災害ボランティアセンター設置訓練の実施	3-2 3-3	社協各支部や地域の拠点（公民館等）を活用し、災害ボランティアネットワークとの協働で災害ボランティアセンター設置訓練を企画し実施する	8月
(17)		宍粟市災害ボランティアネットワークの活動強化	3-3	定期的な情報共有や話し合いの場、災害時対応訓練への参加、福祉・防災学習への協力など、メンバーの知識やノウハウを活かしながら、ネットワークの輪を広げる	通年
(18)		災害救援機材や備品の計画的な備蓄	3-3	災害ボランティアセンターで必要とする機材や備品等を点検し、必要なものは備蓄する	通年
(19)		災害救援基金の計画的な積立	3-3	災害救援等に活用するため、計画的な積立を行う（目標額1000万円）	通年
(20)		阪神淡路大震災と東日本大震災を風化させない取り組み		阪神淡路大震災や東日本大震災で行われる追悼行事に協力し、市内でも行事を行う（竹筒やろうそく作り、1.17メモリアルウォークへの参加など）	1～3月
(21)		雪かきボランティアの募集・登録	5-4	大雪が降り、高齢者や障がいがある方の生活に大きな影響が生じる場合に備え、雪かきボランティアの登録者を募集する	11～3月

### 3)一般募金配分金事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	小地域福祉活動助成事業の実施	1-2	小地域福祉活動を实践する「自治会福祉連絡会」に対し活動運営費の助成を行う。(1自治会：年間2万円+(29年度各自治会社協会員数×100円))	7月
(2)	集いの場・居場所づくり応援助成事業の実施(公募配分)	2-3	空き家や空き倉庫等を活用した、住民が気軽に集える居場所づくりに取り組む団体やグループに対し立ち上げ費用の一部を助成する(1団体：上限5万円)	6月～1月
(3)	地域公益活動推進助成事業の実施	2-1	民間保育園(所)や障がい者支援施設が、その機能や専門性を活かし、地域で公益活動(交流事業・研修会等)に取り組むことを支援するため助成を行う(1団体：上限3万円)	6月～1月

### 4)歳末たすけあい配分金事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	あったか特別給食サービス		75歳以上のひとり暮らし世帯の希望者へ特別給食(お弁当)を配達する	12月下旬
(2)	あったか灯油配達サービス		75歳以上のひとり暮らし世帯の希望者へ灯油を配達する	12～1月
(3)	社協カレンダー配布サービスの実施		75歳以上のひとり暮らし世帯の希望者へ社協特製カレンダーを配布する	11月
(4)	サンタクロース派遣事業の実施		市内幼稚園・保育園等施設へサンタクロースを派遣する	12月
(5)	赤い羽根こども劇場の開催		こどもの健全な文化を育てる舞台芸術鑑賞の機会をつくる	11月
(6)	新入学児童ランドセル購入助成事業の実施	2-1	来春小学校へ入学する子どものいるひとり親家庭等に対し、ランドセル購入費用に応じて一部を助成する	11～2月
(7)	ひとり暮らし高齢者のつどいへの開催助成	2-1	ボランティア等が行う地域のひとり暮らし高齢者との交流事業に助成する	通年

### 5)敬老会事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	■ 宍粟市内各地区・自治会・施設での敬老会の実施協力(助成等)	11-6	敬老会への補助金の交付、遊具の貸し出し、余興の調整等支援を行う	9月

### 3. 生活支援事業

#### 1)生活福祉資金貸付事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	生活福祉資金の貸付支援	7-5 1-7	宍粟市との連携を取りながら、生活福祉資金の貸付支援および償還の相談、指導を行う	通年
(2)	生活福祉資金貸付調査委員会の開催	7-5 1-7	生活福祉資金の貸付支援に関し、必要な場合は貸付調査委員会を開催する	通年

#### 2)まごころ福祉資金貸付事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	まごころ福祉資金の貸付	7-5 1-7	まごころ福祉資金貸付を行うとともに、未償還者への慎重な調査および適切な指導を行う	通年
(2)	債権管理（貸付金回収管理等）の強化	7-5 1-7	まごころ福祉資金の債権管理を強化するとともに、長期に亘って償還がない方への督促や償還を促す対応を進め、償還が見込めない債権については調査等を行い対応策を協議する	通年

#### 3)日常生活自立支援事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	行政の関係部署との連携の強化	6-1	行政の関係部署が行う研修会や連絡会に積極的に関わりながら連携を図る	通年
(2)	西播磨成年後見支援センターとの連携	9-5	日常生活自立支援事業の利用者で成年後見制度が必要な状況になった時に円滑に利用につながるよう西播磨成年後見支援センターとの連携を図る	通年
(3)	日常生活自立支援事業の啓発と利用の推進	9-1	軽度な認知症等により金銭管理等の支援が必要な高齢者や障がい者の支援として重要な制度であることの啓発と利用を進める 啓発の対象を行政職員、福祉サービス従事者、民生委員、当事者団体等とし、本会職員も研修機会を設ける	通年
(4)	生活支援員の登録の推進	9-1	日常生活自立支援事業の契約数増加への対応策も含め、生活支援員の登録を推進する	通年
(5)	法人後見が担える社協づくり	9-2	権利擁護事業、総合相談事業を踏まえた社協の法人後見について必要な体制づくりを検討する	通年

(6)	成年後見支援に関する職員のスキルアップ	9-2	市民後見人養成研修に担当職員が参加するなど権利擁護のスキルを身につけ市民に向けた制度の啓発に取り組む	通年
(7)	障がい者の権利擁護を進める取組みの強化	9-4	障害者差別解消法が施行されたことに伴い相談支援事業所等と連携しながら障がい者の権利擁護を進める	通年

#### 4)福祉機器貸出介護用品あっせん事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	介護用品の斡旋	2-1	介護負担軽減のため、紙オムツ等介護用品の購入を斡旋する（一宮、波賀、千種） また「介護用品支給事業」指定販売店として登録し、対象世帯の支援を行う	通年
(2)	福祉機材の貸出	2-1	介護負担軽減のため、ギャッジベッドや車いす等福祉機材の貸出しを行う	通年

#### 5)宍粟市出会いサポートセンター事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	結婚相談員による結婚相談所の開設	7-6	宍粟防災センターに結婚相談所を開設し、結婚相談員が結婚に向けた相談支援を行う	毎月2回
(2)	各支部相談員会の開催	7-6	結婚相談員会を各支部定期的に開催し、支部間の情報交換を密にするために各支部合同の相談員会を開催する	通年
(3)	結婚相談員研修会の開催	7-6	結婚相談員の情報交換の場として研修会を開催する	年1回
(4)	宍粟市出会いサポートセンターの充実	7-6	団体会員・個人会員・協賛団体の加入を促進し、相談から成婚に至るまでの未婚者へのサポートを強化する	通年
(5)	センスアップセミナーの実施	7-6	個人会員を対象にしたセンスアップセミナーを実施する	年2回
(6)	出会いイベント交流会の開催	7-6	市内施設の活用や市外バスツアー等の出会いイベント交流会を開催する	年2回
(7)	結婚促進に向けた相談の展開	7-6	市内各種団体・グループ等が企画する交流会（婚活イベント等）への側面的な支援を行い、行政と情報共有しながら連携を図る	通年



(8)	婚活支援連絡会への参加	7-6	婚活イベントを実施する市内各種団体・グループ等による連絡会で、情報共有しながら連携を図る	通年
(9)	出会いサポートセンター登録者の情報更新	7-6	本会で管理する登録者データについて、行政担当課と連携しながら情報更新を図る	通年

## 6)総合相談事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	総合相談受付システムの有効活用	7-2	各職員が受けたさまざまな相談をシステムに入力し、相談内容の共有を図る	通年
(2)	無料法律相談の実施	7-7	専門的な相談の受け皿として、社協が契約している弁護士による無料相談を実施し、日常生活の中での困りごとや悩みの解決を図る	年6回
(3)	生活困窮者への相談支援の充実	7-5 6-1	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援員や就労支援員等と協議の場をもち、社協の役割を明確にしながら連携を進める	通年
(4)	生活困窮者支援担当者実務者協議会の開催	7-5 8-3	行政担当課と社協の実務者で互いの立場から生活困窮者支援に関する協議や情報交換を行い、包括的な支援につなげる	毎月
(5)	暮らしの何でも相談所の開設	7-4 2-2 2-3	サロン等の公民館活動、NPO等が進める空き家や空き校舎等での拠点活動など様々な住民活動の場に相談窓口を設けニーズに対応する	通年
(6)	社協が担う中間支援組織としての役割の充実	7-1	社会福祉施設、専門機関、NPO団体等からの相談に対応し、行政と地域の間にとって様々な活動をサポートできる社協の役割を果たす	通年

## 7)配食サービス事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	配食サービス事業の実施	4-1 1-5 11-6	孤立になりがちな高齢者の定期的訪問や見守り活動と合わせ、介護予防の役割を持たせた事業を展開する	通年
		5-4 4-4	本部に栄養士を配置し、各支部の調理ボランティアへの助言や利用料の取りまとめ、利用申込みの調整等、コーディネート機能を果たす	通年
(2)	■ 配食サービスの体制の改善	8-1 1-5	各支部の配食サービス事業の効率とサービスの向上を目指し、栄養士の職員配置等体制を見直す	通年

(3)	■	配食ボランティア活動マニュアルの啓発と活用	8-1 1-5	配食ボランティア活動時の緊急の場合に対応できるマニュアルを職員やボランティアで活用し共有を図る	通年
(4)		配食サービス調理衛生管理マニュアルの活用	12-5	調理や施設、食材等における衛生管理マニュアルを担当職員で確認と共有を図り、業務に活かす	通年
(5)		調理ボランティアと配食・配送ボランティアの交流会	10-3	各マニュアルの説明や啓発、また、事業の充実に向け、意見や気づきを集約しながらボランティアの交流を図る	通年
(6)	■	配食サービス運営委員会の開催	4-4	配食サービスの運営について必要に応じて委員会を開催する	通年
(7)		「食の生活支援パンフレット」の普及啓発と情報更新	4-4 6-4	食生活支援パンフレットの情報更新を図り、食事サービスを必要とする高齢者等に対する支援や市内の居宅介護事業所や各種団体と連携を図る	通年
(8)	■	緊急時等炊き出し用の献立（レシピ）の作成		栄養士が配食サービスのノウハウを生かし、災害時や催し等で活用できる炊き出し用の献立（レシピ）を検討し作成する	通年

## 8)生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター業務)

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)				
(1)				
(1)				
(2)	■			
(2)				
(2)				
(3)				
(3)				
(3)				

(4)		地域の社会資源の把握と資源開発	4-4 4-2 6-4	「しそう“地域の宝物”リスト」を活用し、専門職や支援を必要とする方へ情報を発信する。リストの定期更新と利用しやすい冊子を作成する 協議の場を通じて、不足しているサービスや住民主体の助け合い等について、地域資源の開発に向けた取り組みを支援する	定期更新 5月 冊子作成 8月 資源開発 通年
(5)	■	生活支援サービスの開発	4-4 4-2 6-4	公的サービスでは対応できない個別ニーズに対し、新しい総合事業の中で生活支援サービス（例：暮らしの助け合いサービス（仮称）など）を生み出すため、第1・2層での協議の場を設ける	通年
(6)		高齢者の生活支援にかかわる団体事業者等との連携、住民学習会の実施	6-4 5-2	生活支援体制の整備を図るため、団体事業者（NPO、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）とのネットワークを構築する	通年
(7)	■	生活支援サービスの担い手育成や支援	4-4 1-3 5-4 5-3 5-5	地域のふれあい活動や居場所づくりなど地域活動の担い手“ご近所サポーター”を養成し、「〇〇人材バンク（仮称）」の登録者を増やすとともに、情報提供や活動の場づくり、スキルアップ研修を実施する	養成講座 6月 スキルアップ 研修 10月
(8)		生活支援にかかるニーズとサービスのマッチング	4-3 4-4	日頃の困りごとアンケートを基に、支援が必要な方とサービス提供者とのマッチング（調整）を行う	通年
(9)		地域包括支援センターとの連携（地域ケア個別会議への参加等）	4-3 6-1	地域ケア個別会議に参加し、個別ケースの検討を通じ、地域課題の発見や支援を必要とする方につなげる取り組みを進める	通年
(10)		生活支援コーディネーターのスキルアップを図るための外部研修への参加	4-3 12-1	生活支援コーディネーターの研修会等に積極的に参加し、専門職としてのスキルアップを図る	通年

#### 4. 介護保険事業・障害福祉事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	地域全体での地域福祉と介護・障害サービスの連携	8-1 12-4	社協内での連携に加え、地域全体での地域福祉と介護・障害サービスの連携をすすめる	通年
(2)	介護者を支える専門性の向上と体制づくり	12-1 6-4	在宅での生活を支えるため、各職種の専門性を高め、関係機関のネットワークづくりを進める	通年

(3)	介護経営の強化とサービスの質の向上	12-5	毎月の経営に関する情報を的確に把握・分析し、経営体制を強化する	通年
		12-6		
		12-1	研修体制を充実させ、福祉人材育成支援の取り組みを進める	通年
(4)	介護福祉課リーダー会議の実施	8-1 12-6	各事業所（各部署）の状況を共有するとともに、サービスの質の向上や事業所経営の安定について協議する	毎月
(5)	保健・医療・福祉・介護に関する機関とのネットワークの強化（法人運営再掲）	6-4	「地域ケア推進会議」や「医療と保健福祉連携会議」など、市内の保健・医療・福祉・介護等分野を超えた連携をさらに深め、情報を共有する	通年

### 1)居宅介護支援事業やまさき・いちのみや・はが・ちくさ

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	居宅介護支援事業所の運営		地域全体の介護サービス提供体制を見据えながら、地域や関係機関と連携し、4つの事業所で居宅介護支援を行う	通年
(2)	事業所力の向上	5-2 7-3	地域支援課・生活支援課と連携し積極的に地域とかかわる機会を自ら作り出し、現状の改善に努める	通年
		6-4 8-2	支部間の連携と情報共有の体制強化のために、統一した対応ができる状態を作る	通年
(3)	多職種連携の強化	12-4	個別ケースについて社協内部間で検討と振り返りを行う	通年
		6-4	保健・医療等の専門職およびサービス事業所や、新たな地域支援事業等各関係機関との連携を強める	通年
(4)	ご利用者の自立に向けた支援の強化	12-1	アセスメント力の向上を図り、自立支援に向けたケアプランの作成と点検を行う	通年
		12-1	ケアマネジャーごとに作成する研修計画に沿って外部研修等に参加し、実践の結果を内部共有する	通年

## 2)訪問介護事業・居宅介護事業 ヘルパーステーションみなみ・きた

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	訪問介護事業所の運営		「宍粟市社協ヘルパーステーションみなみ・きた」を運営し、介護保険事業・日常生活支援総合事業及び居宅介護事業に取り組む	通年
(2)	事業所の健全運営		利用者が、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護計画に基づく生活全般にわたる援助を行う	通年
			毎月の利用者数の増減を把握し、毎月の訪問回数は「みなみ」1200回、「きた」680回をめざす	通年
(3)	介護福祉士等各種の資格の取得奨励	12-1	介護福祉士3名、喀痰吸引2名、ストーマケア2名、同行援護従事者資格取得をめざし、研修等への参加支援を行う	通年
(4)	サービス提供責任者のスキルアップ	12-1	サービス提供責任者研修へ全サービス提供責任者が参加しマネジメント力の向上を図る	通年
(6)	専門職としての知識や技術の向上	12-1	みなみ・きた合同研修を年2回実施するとともに、外部・内部研修に全ヘルパーが年1回以上の参加をめざす	通年
(7)	若年者在宅ターミナルケア支援事業及び養育支援訪問事業の実施	11-6	市の委託による居宅介護等の事業を実施し、対象世帯への支援を行う	通年
(8)	チームワークを強め、働きやすい職場づくり		毎月、ヘルパー会議およびケース検討会議を開催し、相談し合う習慣をつけ、明るく話しやすい職場づくりに努める	通年

※若年者在宅ターミナルケア支援事業および養育支援訪問事業は介護保険事業ではないが、訪問介護員が対象家庭を訪問する事業であるので、あえて「訪問介護事業」の場所に記載している。

## 3)通所介護事業・やすらぎ介護センター

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	通所介護事業所「やすらぎ介護センター」の運営		居宅介護支援計画に沿った通所介護計画を作成する。利用者が安心して過ごせ家族支援を含めた重度者ケア、認知症ケアのサービス提供を行う	通年
(2)	地域や家庭に密着した通所介護の運営	12-4	社協の通所介護事業所として、地域の助け合いや社協地域福祉担当者と連携をとり、利用者を支え合う取り組みを進める	通年

(3)	やすらぎ介護センターだより『ひだまり』の発行	8-4 2-1 6-4	やすらぎ介護センターだよりの『ひだまり』を毎月発行し、事業所と利用者、利用者家族、居宅介護支援事業所等への情報提供を行う	毎月
(4)	専門職としての知識と資質の向上	12-1	個人目標に添った職員研修計画を作成し、計画的な研修体制を確立する	通年
(5)	業務改善を図り、働きやすい職場づくり		職員会議等により情報共有を図りながら、職員体制やプログラムの見直しなど、業務改善を図り、働きやすい職場づくりをめざす	通年

#### 4)訪問入浴介護事業・しそく訪問入浴

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	訪問入浴介護事業所の運営		しそく入浴サービスの必要性を地域や事業所に呼びかけ、理解を深めることで利用者拡大につなげ、毎日4件以上を目指す	通年
(2)	介護サービスの連携	6-4	医療機関や他の介護サービスとの連携を強化し、安心・安全な入浴を目指す	通年
(3)	専門職としての知識や技術の向上	12-1	職員研修を計画的に実施し、職員の質の向上に努める。専門職としてのスキルアップに努める	通年
(4)	スタッフ会議の定例開催		毎月、入浴スタッフ会議およびケース検討会議を開催し、サービスの質の向上を目指す	毎月

#### 5)ミニデイサービス事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	介護予防・生活支援サービス事業「通所型サービスA2」の受託運営	11-6	高齢者の認知症、うつ、閉じこもり等による生活機能低下を予防することを目的に、通所型サービスA2(ミニデイサービス)に取り組む	通年
(2)	事業所の健全運営		地域でのPR活動を行い、毎月の平均利用者プラス1名以上をめざす。(山崎支部11名、一宮支部10名、波賀支部11名、千種支部10名)	通年
(3)	支部間・課内での連携強化とプログラムの開発	12-4	毎月担当者調整会議を開催し、支部間で情報共有しながら、利用者の満足度を満たすプログラムメニューを考える。また、他職種間との連絡を密に協力を得ながら事業の質の向上に努める	通年

## 6)相談支援事業・相談支援センターゆめぷらん

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	相談支援事業所の運営	9-4	利用者が希望する生活の実現に向けて、自己決定を尊重したサービス等利用計画書を作成する	通年
(2)	専門職としての知識や技術の向上	12-1	相談支援部会や連絡会に参加し新たな制度や情報の収集に努める。相談支援の知識や技術の向上につながる研修や勉強会に積極的に参加する	通年
(3)	他職種との連携強化	12-4 6-4	社協内外を問わず関係する機関との連携を確実なものにするため、相談支援専門員から各関係機関へ積極的に働きかけ連携の強化を行う	通年